

「LEC ヤマ当て講座 年金択一4点割れ阻止！」テキストから
第44回本試験【択一式】厚年法の出題が**論点的中** しました !!



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

ヤマ当て道場 年金択一4点割れ阻止を目指す! p. 15 (RU12807)

D 60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であって、厚生年金保険の被保険者である日が属する月について60歳台前半の在職老齢年金の支給調整の仕組みが適用されている者について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、高年齢雇用継続基本給付金が支給停止される。

(×⇒「標準報酬月額に法で定める率を乗じて得た額に相当する部分等が支給停止され、高年齢雇用継続基本給付金は支給停止されない」)

本試験出題はこうでした!

択一式 厚年法 問10 D肢

D 60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であって被保険者である場合に、雇用保険法に基づく高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる者は、その者の老齢厚生年金について、標準報酬月額に法で定める率を乗じて得た額に相当する部分等が支給停止され、高年齢雇用継続基本給付金は支給停止されない。

(⇒○)

的中!